

阿賀野市告示第29号

阿賀野市高齢者訪問理美容サービス助成事業要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年2月22日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市高齢者訪問理美容サービス助成事業実施要綱の一部を改正する要綱
阿賀野市高齢者訪問理美容サービス助成事業実施要綱の一部を改正する要綱（平成29年阿賀野市告示第29号）の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、介護保険施設等へ入所中の者は、助成の対象外とする。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。